

## 管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた財政支援

政策提言先 財務省、環境省

### 政策提言の要旨

管理型産業廃棄物最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要な施設です。一方で、管理型最終処分場の整備については、地元の理解が得られにくいことから、公共関与による管理型最終処分場が全国的に増えてきています。

このため、公共関与による管理型最終処分場の整備を行うにあたって、全国の要望額に対応できるよう国庫補助金の十分な予算確保を提言します。

### 【政策提言の具体的内容】

公共関与により整備される全ての管理型最終処分場の整備費に対する国庫補助金（廃棄物処理施設整備交付金）について、その補助率（1/4）に基づき、対象経費の満額を交付できるよう十分な予算確保を提言します。

### 【政策提言の理由】

- ・管理型最終処分場は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要なインフラ施設であり、施設がないと域内の事業者の経済・事業活動に大きく影響を及ぼし、ひいては住民生活に支障をきたすこととなります。一方で、多額の整備費を要する施設であり、産業廃棄物の排出量によって、整備主体や費用負担のスキームが異なってきます。
- ・本県のように、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の規模自体は小さくなるものの、水処理の設備や遮水構造などは変わらないため、整備費の単価は相対的に割高となります。このため、産業廃棄物の排出量が多い地方とは異なり、料金収入のみにより整備費を賄うことは困難となることから、民間事業者による整備には至らない現状にあり、地方自治体の負担が不可欠となります。
- ・加えて、近年の環境意識の高まりや事業の継続性、信頼性などから、公共関与による管理型最終処分場が全国的に増えてきています。本県における現行の管理型最終処分場も、廃棄物処理センター（廃棄物処理法第15条の5の規定による）に指定された公益法人が整備したものです。
- ・現行施設は、計画の2倍程度の早さで埋立てが進んでいるため、現在、後継となる新たな施設の整備に向けて早急に取り組んでいます。新たな施設の規模は、現行の2倍程度を予定しており、現行施設よりもさらに整備費が多額となることを見込まれています。
- ・現行施設を整備する際には、国庫補助金のほか、民間団体からも負担をいただいた上で、整備費の大半を県及び全市町村で連携して負担してきた経緯があります。このため、新たな施設の整備においても、利用料金を最大限引き上げ、整備・運営主体の負担額を増やすこととしていますが、整備費のごく一部しか賄えず、整備費の大半は県や市町村の

公費負担が必要な状況となっています。

- こうした中、令和3年度以降、本県を含む複数の県が、公共関与による管理型最終処分場の整備を複数年度にわたって計画しており、国庫補助金の要望が集中することが見込まれます。
- 国の交付金は大変貴重な財源であり、財政力の脆弱な本県及び県内市町村にとって、交付額の水準が負担の軽減に直結することから、対象経費の満額を交付できるよう十分な予算額の確保が必要です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 環境対策課

## 提言

- 令和3年度以降、本県の他にも**複数の県が、公共関与による管理型最終処分場の整備を計画しており、国庫交付金の要望が集中**する見込み
- 国の交付金は大変貴重な財源であり、**財政力の脆弱な本県及び県内市町村にとって、交付額の水準が負担の軽減に直結**
- 公共関与により整備される全ての管理型最終処分場の整備費に対して、国庫交付金制度により**要望額の満額を交付**できるよう**十分な予算措置が必要**

### 国庫交付金の予算額の推移及び要望額の見込み(令和2年9月1日現在)

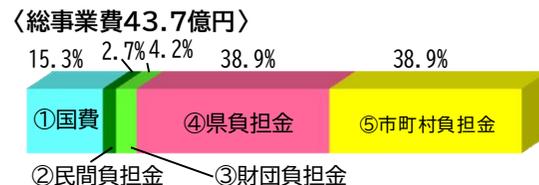


## 高知県の状況

### 現行施設『エコサイクルセンター』※の整備及び埋立状況

※事業主体: (公財)エコサイクル高知(H6.8 廃棄物処理センターに指定)

- 産業廃棄物の排出量が全国で最も少ない本県では、民間団体にも負担を**いただいた上で、**整備費の大半を、県及び全市町村が負担**



#### 【財源の内訳】(計4,370百万円)

- ①国費: 669百万円
- ②民間負担金: 117百万円
- ③財団負担金: 183百万円
- ④県負担金: 1,701百万円
- ⑤市町村負担金: 1,701百万円

- ・平成23年10月開業
- ・埋立容量: 約11万m<sup>3</sup>
- ・クローズドシステム採用

#### 〈現行施設の埋立状況〉

- ★**早ければR5年にも埋立終了が見込まれるため、新たな施設の整備を早急に行う必要がある**



### 新たな施設の整備

- ★**現行施設の埋立終了までの完成を目指し、現在、測量や詳細設計などの各種調査を実施中**
- ★**新たな施設の規模は、現行施設の倍程度を予定しており、相当多額の整備費を要する見込み**
- ★**現行施設における主要な管理型品目(燃え殻、鉍さい、汚泥)の平均的な料金単価は、他県の施設と同程度の水準(16,000円/t程度)**
- ★**新たな施設では、利用料金を可能な限り引き上げる予定としているが、それでも整備費のごく一部しか賄えない見込み**
- ➔**前回同様の財源の枠組みにより整備費を賄わざるを得ないと考えており、前回は大きく上回る県及び市町村の負担が想定される**

#### 【新たな施設の概要】

- 埋立容量: **17万m<sup>3</sup>から23万m<sup>3</sup>まで**(現行施設の1.5倍~2.1倍)
- 埋立期間: **20年間**(現行施設と同様)
- 施設構成: **被覆型の処分場**とし、**処理水は無放流**とする(現行施設と同様)

※「高知県における今後の管理型最終処分のあり方に関する基本構想(H28)」による

# 全国の現状

- 管理型産業廃棄物最終処分場は、水処理設備等の施設構造に一定の基準が設けられており、多額の整備費を要する施設である。**産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の整備規模自体は小さくなるものの、整備費を賄えるだけの料金収入が見込めず、民間事業者による整備は難しい状況。**
- 加えて、近年の環境意識の高まりや、事業の継続性、信頼性という理由からも、地元の理解が得られにくくなっており、**公共関与による施設整備が全国的に増加**している。
- 公共関与により施設整備を行う場合にも、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、**地方公共団体からの補助などにより整備費を賄う必要**があり、そのことが**地方公共団体にとって大きな負担**となっている。

## 産業廃棄物の排出量及び最終処分場の状況

〈産業廃棄物の排出量推計値(H30実績)〉 〈最終処分場の設置状況(H29年4月1日現在)〉

全国総排出量	37,577万トン	
1位	北海道	3,822万トン
2位	東京都	2,776万トン
3位	兵庫県	1,764万トン
}		
45位	鳥取県	153万トン
46位	奈良県	140万トン
47位	高知県	130万トン

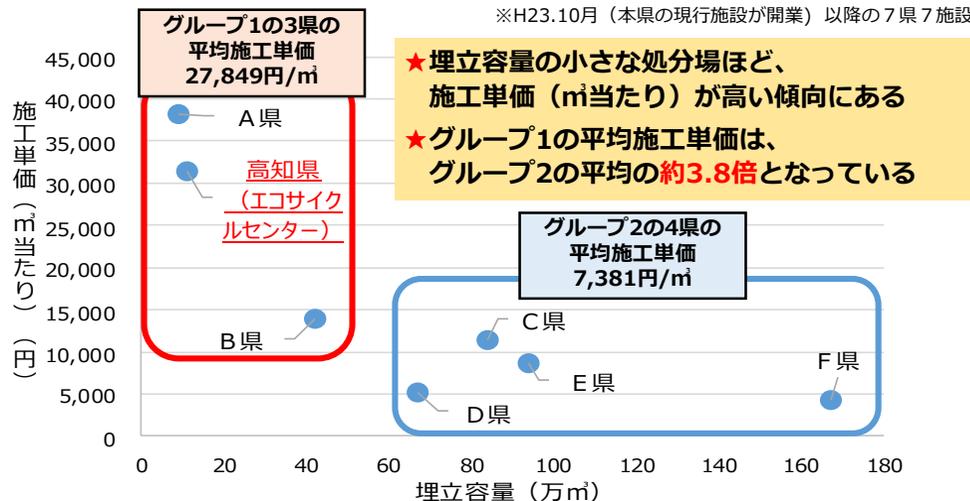
出典:環境省公表資料による

	設置数	埋立容量
最終処分場全体	1,783施設	76,555万㎡
うち遮断型処分場	24施設	26万㎡
うち安定型処分場	1,040施設	23,231万㎡
うち管理型処分場	719施設	53,298万㎡

このうち、公共関与による管理型処分場は、**84施設(27都府県)**  
 →埋立容量は、21,809万㎡であり、**管理型処分場全体の約4割**を占めている

## 公共関与による管理型最終処分場の「埋立容量」と「施工単価」の関係

※H23.10月(本県の現行施設が開業)以降の7県7施設



## <参考> 公共関与の最終処分場の整備への国の現行財政支援制度

### 【国庫補助制度】

- 廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業)交付金  
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費の交付対象経費の**1/4を上限に、都道府県の負担額と同額**を交付

### 【地方債制度】

- 公営企業債(観光その他事業)  
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費に対する**都道府県の負担額**  
 (充当率100%・交付税措置なし・償還期限**10年**。ただし上記の国庫補助額が上限)
- 一般単独事業債 一般事業  
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費に対する**都道府県・市町村の負担額**  
 (充当率**75%**・交付税措置なし・償還期限20年)

## 整備費の費用負担の内訳



- ★埋立容量は廃棄物の受入量に応じて設定されており、埋立容量の小さな処分場では、多くの料金収入が見込めない  
 →整備・運営主体による多額の借入れ(返済原資は料金収入)が困難  
 →地方公共団体による国庫交付金の要件を超える負担が必要な状況(グループ1)